

長野広域連合監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、広域連合長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和3年10月29日

長野広域連合監査委員 西島 勉  
佐藤 武雄

## 措置の通知書

令和3年度 定期監査(3広監第7号)

施設名：小布施荘

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p><b>契約に関する事務</b></p> <p>エアコンフィルター清掃業務委託請求書に基づく、業務完了届において、報告先が長野市長加藤久雄と記載されていた。</p> <p>長野市契約規則第48条に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>業務完了届の報告先の不備については、直ちに是正するとともに、相手先に注意を促し、併せて、事務担当者においては、細心の注意を払い確認することを周知徹底した。</p>

施設名：矢筒荘

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p><b>契約に関する事務</b></p> <p>契約に関する支出負担行為の起案において、決裁年月日漏れが散見された。</p> <p>行政情報取扱規程第23条に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>行政情報取扱規程に基づき、起案者において決裁後速やかに決裁年月日を記入すること、書類整理の際には必ず記載内容等の確認を行うことを全職員に周知徹底した。</p>